

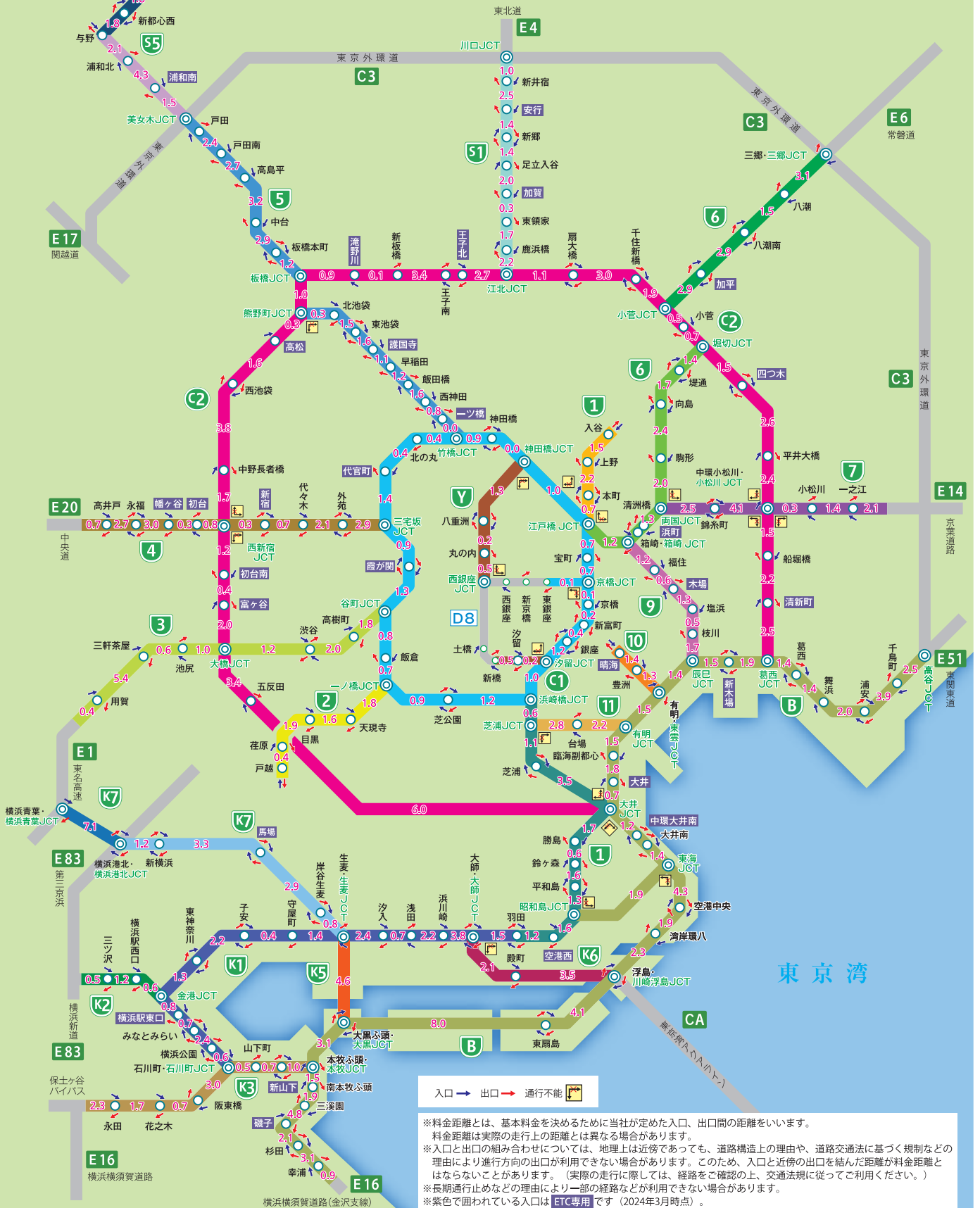
首都高 料金ガイド

2024年3月改訂版



ひと・まち・くらしをネットワーク
首都高速道路株式会社

出入口間 料金距離MAP (単位: km)



CONTENTS

ETCでご利用のお客さま	4
ETC専用の料金所について	6
現金でご利用のお客さま	7
車種区分について	10
ETC割引情報	11
▶割引1 深夜割引	12
▶割引2 都心流入割引	13
▶割引3 都心流入・湾岸線誘導割引	14
▶割引4 環境ロードプライシング割引	15
▶割引5 大口・多頻度割引	16
▶割引6 千葉外環迂回利用割引(参考)	17
▶割引7 外環道迂回利用割引	18

ETCでご利用のお客さま

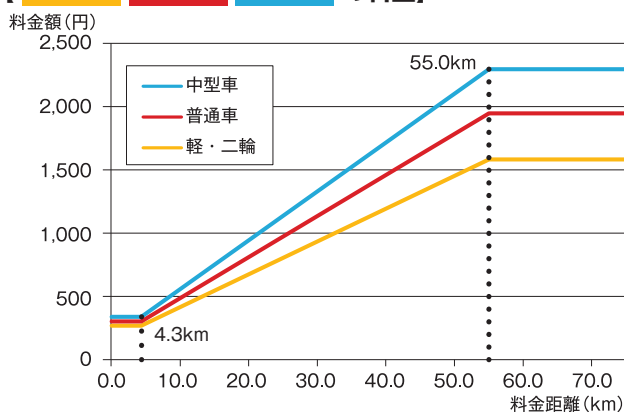
基本料金について

ETC車の基本料金は、0.1km毎の料金距離に応じて算出します。

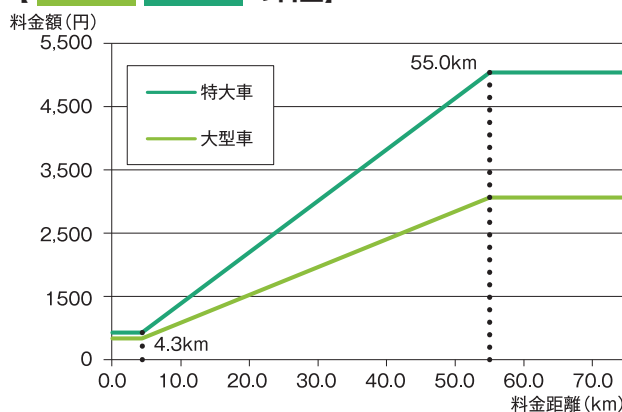
※端数については四捨五入し10円単位としております。

車種区分	料金額（下限額～上限額）
軽・二輪	280円～1,590円
普通車	300円～1,950円
中型車	330円～2,310円
大型車	400円～3,110円
特大車	550円～5,080円

【軽・二輪 普通車 中型車 の料金】



【大型車 特大車 の料金】



料金距離について

料金距離とは

料金距離とは基本料金を決めるために当社が定めた入口、出口間の距離をいいます。

※料金距離は実際の走行上の距離とは異なる場合があります。

※入口と出口の組み合わせについては、地理上は近傍であっても、道路構造上の理由や、道路交通法に基づく規制などの理由により進行方向の出口が利用できない場合があります。このため、入口と近傍の出口を結んだ距離が料金距離とはならないことがあります。

※詳細は首都高ドライバーズサイト内の「料金・ルート案内」でご確認いただけます。

経路選択について

出発地（首都高の利用を開始する地点）から到着地（首都高の利用を終了する地点）までの区間を結ぶ経路が複数存在する場合は、お客さまの実走行経路にかかわらず、首都高のみを利用する場合の最短経路の距離を料金距離とします。

なお、往復で経路が異なる場合は、往路または復路のうち、最短となる経路の距離を料金距離とします。

八重洲出入口を発着地とする場合の特例

八重洲出入口を出発地または到着地とする場合で、首都高を通行し、引き続き東京高速道路を通行し、更に引き続いて首都高を乗継利用する経路が最短となる場合は、東京高速道路を経由した場合の距離が料金距離となります。その際、料金距離には東京高速道路の距離を含めません。

ETCでのご利用について

ご利用方法

- ETCシステム利用規程等を事前にご確認ください。
【ETCシステム利用規程】 <https://www.shutoko.jp/fee/etc/rules/>
【ETCシステム利用規程実施細則】 <https://www.shutoko.jp/fee/etc/rules/rules2/>
- ETCカードが有効期限内であるか確認してください。また、ETCカードは車載器に確実に挿入し、正常に動作することを確認してください。
- 首都高の入口から出口まで同一のETCカードをご利用いただき、出口までETCカードを抜かないようにお願いします。
- パーキングエリアで休憩中にETCカードを抜いた場合は、忘れずに車載器に挿入するようにお願いします。
- 料金所では、「ETC専用」レーン、「ETC/一般」レーンまたは「ETC/サポート」レーンを無線通行でご利用ください。
- 料金所では、20km/h以下に減速し、開閉バーが開いたことを確認して、必ず徐行でご通行ください。

料金通知について

- 通行料金に関するお知らせ箇所は出口です。(料金通知は「音声案内タイプ車載器」のみとなります。)
- けん引車については、正しい料金通知ができない場合がございますが、請求は正しい料金となります。

料金所での利用証明書について

- ETC車載器が無い場合、もしくは、料金所にて利用証明書が必要な場合は、「ETC/一般」レーンまたは「一般」レーンで、ETCカードを料金所係員にお渡しください。ただし、この場合は現金でご利用の場合(P.7)と同じ料金が適用されます。

「ETC利用照会サービス」について

- ご走行後（出口通過後）概ね4～5時間で利用明細が反映されます。
- 利用明細に表示される通過時刻は、入口通過時刻となります。
- 正常なETC無線通信ができなかった場合、ETC利用照会サービスへの反映が遅れ、翌日以降になることがあります。
【ETC利用照会サービス】 <https://www.etc-meisai.jp>

「ETC利用履歴発行プリンター」について

- 「ETC利用履歴発行プリンター」をご利用の場合、ご走行直後（出口通過後）から利用明細書の発行が可能です。出口通過前の利用明細書は発行できません。
- 主な設置箇所：首都高全PA、当社社屋、その他関連施設等
【ETC利用履歴発行プリンター】 https://www.shutoko.jp/fee/etc_reference/printer/

通行止めにより、一旦首都高を出て再度利用した場合について

- 事故等に伴う通行止めにより、当社が指定する出口から一旦首都高を流出し、一般街路を走行し、当社が指定する入口から再度首都高に流入した場合、それらの通行を1回の通行とみなします。首都高をご利用後、安全な場所から「首都高お客さまセンター」までご連絡ください。当社にてご利用状況が確認できた場合は、通行料金の調整を行います。
なお、通行料金の返金はできません。

ETCでご利用の場合のご注意

- 料金所のない入口もしくは出口等において、カード未挿入等により正常なETC無線通信ができなかった場合、実際のご利用より高い料金となることがありますので、ご注意ください。
例)「新横浜料金所」-「大黒ふ頭出口」間の普通車走行において、「大黒ふ頭出口」でETC無線通信できなかった場合、出口の記録がないため、本来「540円」のところ「1,950円」となる場合があります。
- また、入口から出口まで同一のカードをご利用されなかった場合においても、実際のご利用より高い料金となることがありますので、ご注意ください。
- 上記のような場合は、首都高をご利用後、安全な場所から「首都高お客さまセンター」までご連絡ください。当社にてご利用状況が確認できた場合は、通行料金の訂正を行います。なお、WEBからもご連絡いただけます。
【お申し出フォーム】 https://krs.bz/shutokoweb/m/etc_kakin
【首都高お客さまセンター】TEL:03-6667-5855(営業時間 24時間・年中無休) / FAX:03-3249-1161(耳の不自由な方のFAX通信)

ETC 専用料金所について

ETC専用料金所とは

ETC車載器を搭載している車両のみがご通行になれる料金所です。

必ずETCカードをETC車載器に挿入してご通行ください。

ETC専用料金所では、現金、クレジットカード、ETCカードの手渡しでの料金のお支払い、利用証明書の発行はできません。

首都高では、近年のETC利用率拡大等の社会情勢の変化を踏まえ、2023年3月時点で東京・埼玉・神奈川の35箇所をETC専用とし、今後も料金所のキャッシュレス化、タッチレス化の一層の推進を図ります。

料金所がETC専用になると

01 空いている時間帯や経路の割引など、柔軟な料金設定が容易になり、混雑を緩和してお客さまの生産性向上を図れます。



02 人員確保が困難になる中、係員がいなくても料金所の機能を維持できます。



03 お客さまや係員の感染症リスクを軽減できます。



ETC専用料金所にはサポートレーンがあります

ETC専用料金所は、ETCカードをETC車載器に挿入した車両のみ通行できます。ETCカードのETC車載器への挿入し忘れやETCカードの有効期限切れなどの事由により無線通信ができない場合は、「サポート」表示のレーンにお進みいただき、インターホンにより係員の指示に従ってください。

(状況により **ETC** サポート の場合もあります)



イメージ図

ETC専用料金所について詳しくは首都高ホームページをご参照ください。



首都高 ETC専用 で検索 https://www.shutoko.jp/use/etc_dedicated/

現金でご利用のお客さま

基本料金について

現金でご利用のお客さまは、首都高に入って初めに通行する料金所（以下「初乗り料金所」）で【表1】の車種区分に応じた料金をお支払いいただきますと、首都高全線をご利用いただけます。

【表2】に記載の料金所においては、同表に記載の料金でご利用いただけます。

なお、現金でご利用の場合、ETC専用の入口はご通行になれませんのでご注意ください。

【表1】

車種区分	料金額
軽・二輪	1,590円
普通車	1,950円
中型車	2,310円
大型車	3,110円
特大車	5,080円

ご利用例



【表2】

料金所名	料金距離	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
① 本町（下）	3.7km	280円	300円	330円	400円	550円
③ 池尻	6.4km	330円	370円	410円	510円	740円
④ 外苑（下）	10.6km	440円	510円	580円	730円	1,110円
④ 永福（下）	3.4km	280円	300円	330円	400円	550円
⑤ 板橋本町（下）	25.0km	810円	980円	1,140円	1,500円	2,400円
S5 浦和南本線	13.8km	520円	610円	700円	900円	1,400円
S5 浦和南出口	13.8km	520円	610円	700円	900円	1,400円
S5 浦和北	8.0km	370円	420円	480円	590円	880円
S2 新都心西（下）	4.1km	280円	300円	330円	400円	550円
S2 新都心（下）	2.3km	280円	300円	330円	400円	550円
S1 鹿浜橋（下）	10.3km	430円	500円	570円	720円	1,080円
S1 足立入谷	6.3km	330円	370円	410円	500円	730円
S1 新郷（下）	4.9km	290円	320円	360円	430円	600円
S2 扇大橋（内）	13.6km	520円	610円	690円	890円	1,380円
⑥ 八潮南（下）	4.6km	280円	310円	340円	410円	580円
⑦ 錦糸町（下）	7.9km	370円	420円	470円	590円	870円
⑦ 錦糸町（上）出口	7.9km	370円	420円	470円	590円	870円
B 浦安（東）	6.4km	330円	370円	410円	510円	740円
B 葛西（東）	9.8km	420円	480円	550円	690円	1,040円
B 三溪園	10.9km	450円	520円	590円	750円	1,140円
B 杉田（西）	4.0km	280円	300円	330円	400円	550円
K5 阪東橋	4.7km	290円	320円	350円	420円	580円
K7 岸谷生麦（下）	14.5km	540円	640円	730円	940円	1,460円
K7 新横浜（下）	8.3km	380円	430円	490円	610円	910円
K7 横浜港北（下）	7.1km	350円	400円	440円	550円	800円

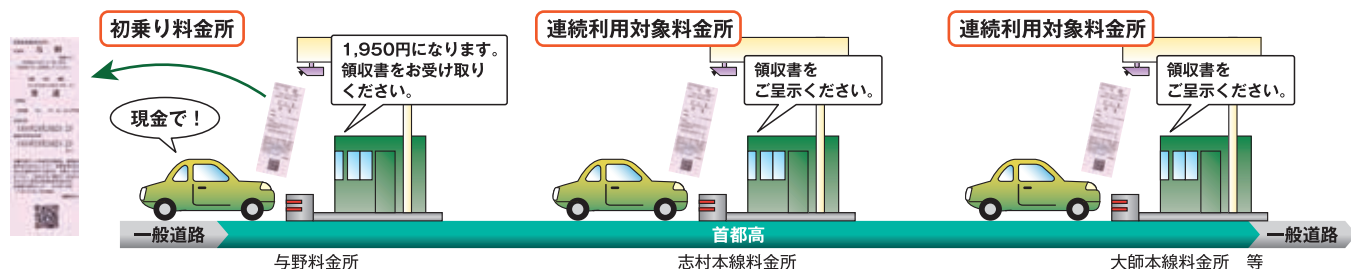
※新規路線の開通等により変更となる場合があります。

連続利用について

- 連続利用とは、首都高に入って初乗り料金所をご通行後、首都高を出ることなく、再度料金所をご通行される場合の通行方法です。
- 首都高では、初乗り料金所をご通行後、再度下表の料金所や出口料金所（以下「連続利用対象料金所」）を通行する場合があります。この場合、初乗り料金所で受け取った領収書を呈示することによって再度料金をお支払いいただくことなく通行することができます。
- 首都高を一度出た場合や領収書をご呈示いただけない場合は、料金をお支払いいただきますので、必ず領収書をお受け取りください。

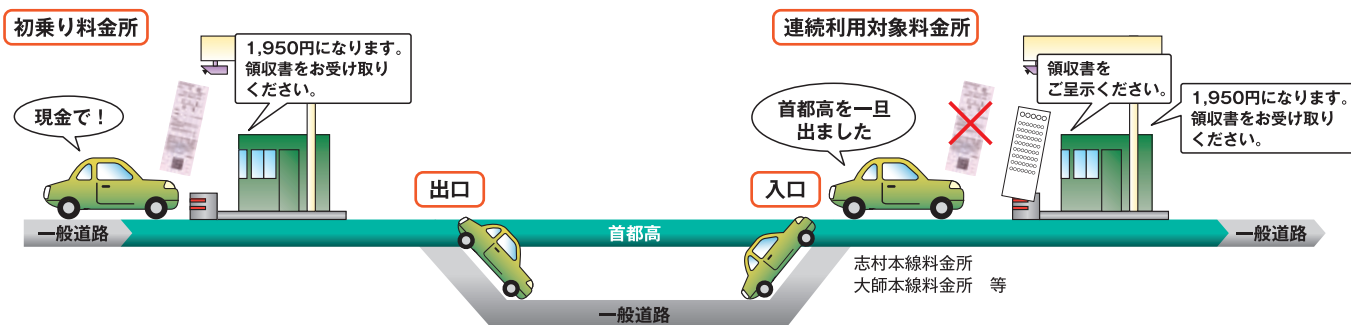
連続利用対象料金所	対象車両
5 志村本線	埼玉方面からの車両
S5 浦和南本線	東京方面からの車両
S5 浦和南出口	
K1 大師本線	東京方面からの車両
K1 大師（下）出口	

埼玉→東京→神奈川を連続利用する場合の例（普通車）



連続利用対象料金所では**領収書をご呈示いただくこと**により再度料金をお支払いいただくことなく、ご通行いただけます。

連続利用ができない場合の例（普通車）



首都高を一旦出たあとで、連続利用対象料金所をご通行する場合には、初乗りになりますので、領収書による**連続利用はできません**（料金をお支払いいただきます）。

【注意事項】

- 領収書表面に記載の連続利用有効日時までに連続利用対象料金所をご通行ください。
正当な理由なく、連続利用有効日時を経過した場合、または領収書をご呈示いただけない場合には、連続利用対象料金所で料金をお支払いいただきます。
- 領収書により連続利用できるのは、領収書をお渡しした車両に限ります。
- NEXCO東日本及びNEXCO中日本が管理する道路を経由して首都高を再度ご利用になる場合、連続利用の対象外です。
- 不法に料金を免れた場合、その免れた金額のほか、その免れた金額の2倍に相当する額を割増金としていただきます。
- 料金所撤去(運用終了)により、連続利用対象料金所が変更となる場合があります。

その他

東京高速道路を乗り継いで首都高をご利用になる場合について

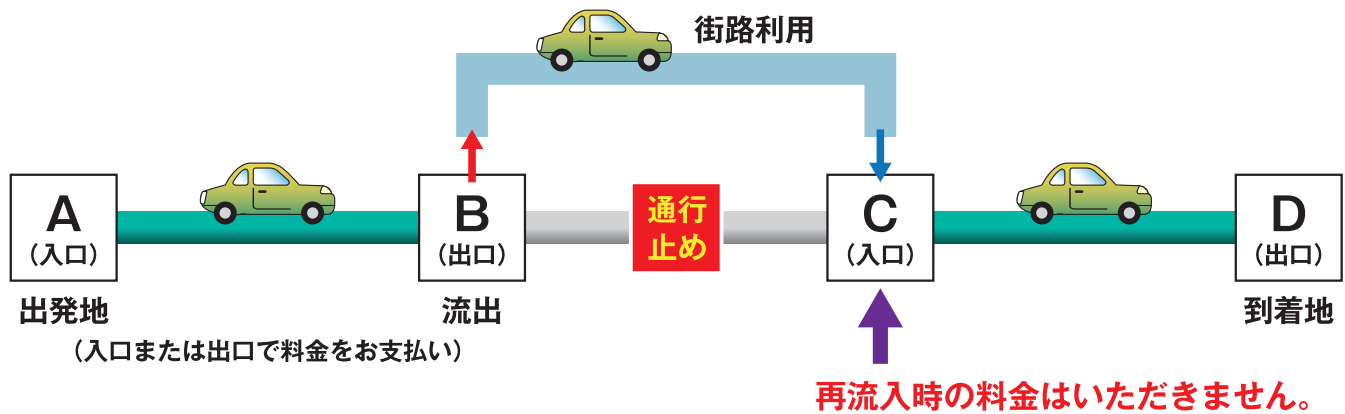
東京高速道路をご利用の際は、乗継所の「一般」レーンまたは「ETC/一般」レーンで乗継券発行機のボタンを押して乗継券をお取りいただき、東京高速道路を出ることなく乗継先の首都高料金所をご通行の際、「一般」レーンまたは「ETC/一般」レーンで料金所係員に乗継券をお渡しください。なお、乗継有効時間は10分となっています。

通行止めにより、一旦首都高を出て再度利用した場合について

事故等に伴う通行止めにより、当社が指定する出口から一旦首都高を流出し、一般街路を走行し、当社が指定する入口から再度首都高に流入した場合、それらの通行を1回の通行とみなして、再流入時の料金はいただきません。

再流入時の料金所係員に、通行止めによる再利用である旨お申し出ください。

なお、通行料金の返金はできません。



車種区分について

車種区分は次のとおりです。

車種区分	自動車の種類
軽・二輪 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車 小型特殊自動車 二輪自動車（側車付きを含む）
普通車 	<ul style="list-style-type: none"> 小型自動車（二輪自動車及び側車付き二輪自動車を除く） 普通乗用自動車 けん引軽自動車等と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
中型車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通貨物自動車（車両総重量 8t 未満かつ最大積載量 5t 未満で 3 車軸以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクターで 2 車軸のもの） マイクロバス（乗車定員 11 人以上 29 人以下で車両総重量 8t 未満のもの） けん引軽自動車等と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両 けん引普通車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
大型車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通貨物自動車 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 車両総重量 8t 以上または最大積載量 5t 以上で 3 車軸以下のもの ▶ 車両総重量 25t 以下かつ 4 車軸のもの ただし、 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 最遠軸距 5.5m 未満または車長 9m 未満のものについては車両総重量 20t 以下 ◆ 最遠軸距 5.5m 以上 7m 未満で車長 9m 以上のものについては車両総重量 22t 以下 ◆ 最遠軸距 7m 以上で車長 9m 以上 11m 未満のものについては車両総重量 22t 以下 ▶ 被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクターで 3 車軸のもの バス（乗車定員 30 人以上または車両総重量 8t 以上の路線バス及び車両総重量 8t 以上で、乗車定員 29 人以下かつ車長 9m 未満のもの） けん引普通車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両 けん引中型車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両 けん引大型車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大車 	<ul style="list-style-type: none"> 普通貨物自動車（4 車軸以上で、大型車に区分される普通貨物自動車以外のもの） けん引中型車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両 けん引大型車と被けん引自動車との連結車両で車軸数の合計が 4 車軸以上のもの 特大車がけん引する連結車両 大型特殊自動車 バス（乗車定員 30 人以上のもの、または車両総重量 8t 以上のもの（いずれも路線バスを除く））

- ・料金所係員が車種判別に必要な情報をお聞きする場合がございます。
- ・複数の車軸間距離が 1 m 未満の場合、車種区分の判別は 1 軸として取り扱います。
- ・仮ナンバーの車種区分については、首都高ドライバーズサイトをご確認ください。
- ・首都高は自動車専用道路のため、歩行者、自転車、原動機付自転車（125cc以下の二輪車）等のご利用いただけません。

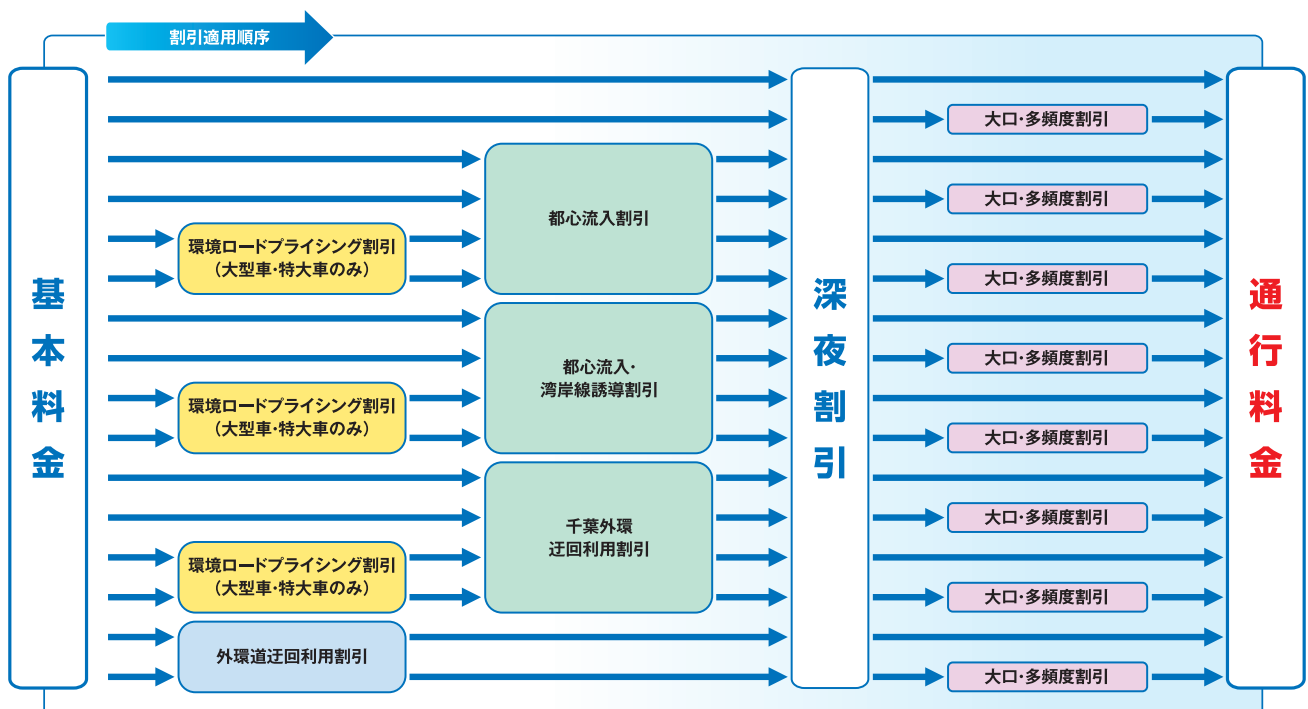


ETC 割引情報 (ETC車のみ適用)

- ▶ **割引1** 深夜割引
- ▶ **割引2** 都心流入割引
- ▶ **割引3** 都心流入・湾岸線誘導割引
- ▶ **割引4** 環境ロードプライシング割引 (大型車・特大車)
- ▶ **割引5** 大口・多頻度割引
- ▶ **割引6** 千葉外環迂回利用割引 (参考)
- ▶ **割引7** 外環道迂回利用割引

各種 ETC 割引の適用順序

各種ETC割引の適用順序は下図のとおりです。



※深夜割引は、深夜0時から4時までの間に首都高の入口等を通過する場合に適用します。 ※各割引の重複適用時の最大割引率は原則的に50%です(大口・多頻度割引の適用時を除く。)
 ※千葉外環迂回利用割引及び外環道迂回利用割引は障がい者割引と重複適用されません。

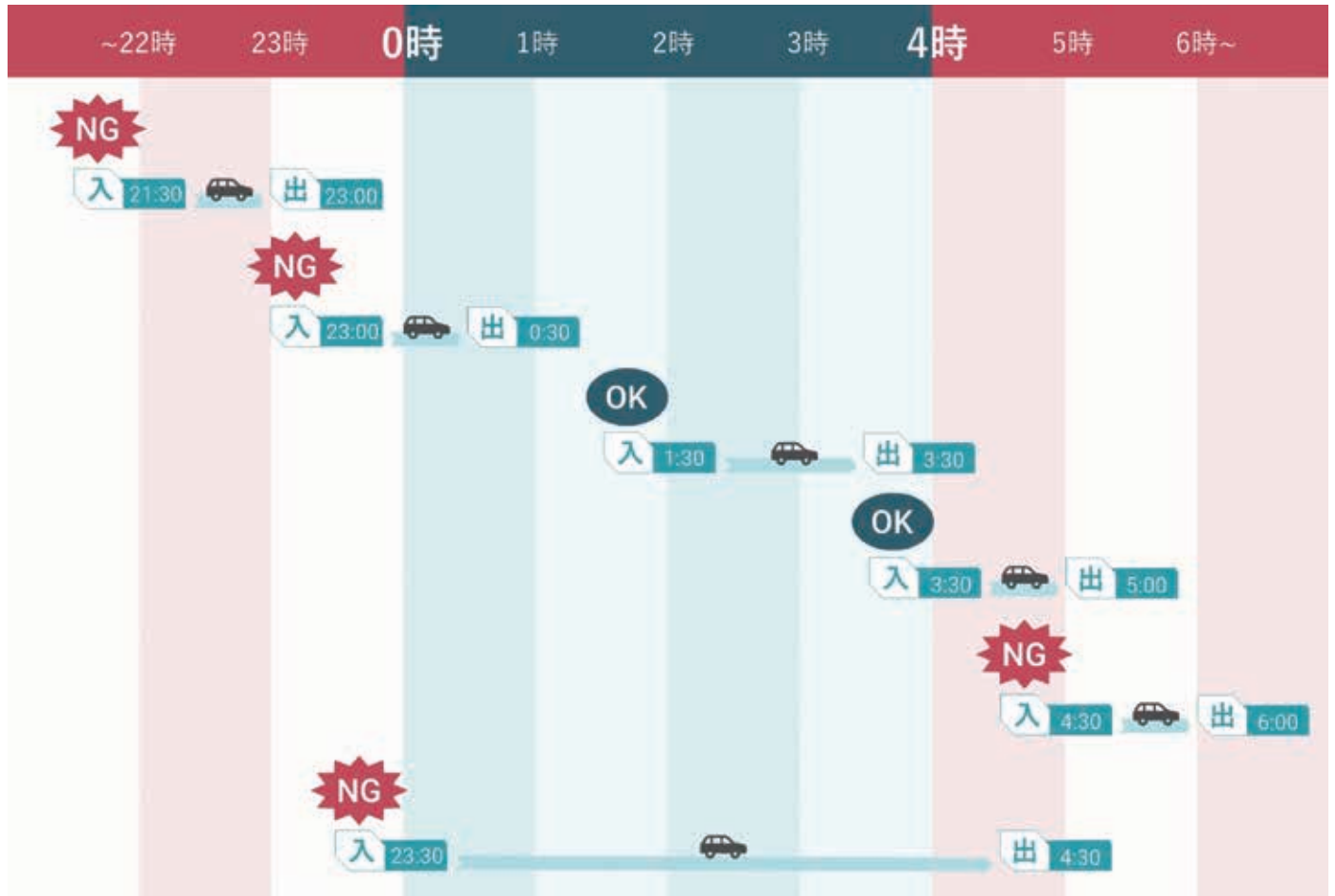
▶ 割引1

深夜割引 (ETC車)

割引適用条件

深夜0時から4時までの間に首都高速道路の入口等を通過する車両の料金を20%割引します。

なお、深夜割引の適用判定は、首都高速道路の最初のETCアンテナとの通信時間が基準となります。



OK：入口通過時間が対象時間内（深夜0時～4時）のご利用のため割引対象

NG：入口通過時間が対象時間外（深夜0時～4時以外）のご利用のため割引対象外

※深夜割引と他の割引の重複時の最大割引率は原則的に50%です。（大口・多頻度割引の適用時を除く。）

※深夜割引と重複可能な割引における適用順序については、P.11をご覧ください。

※ 2026年3月31日まで実施します。

▶ 割引2 都心流入割引 (ETC車)

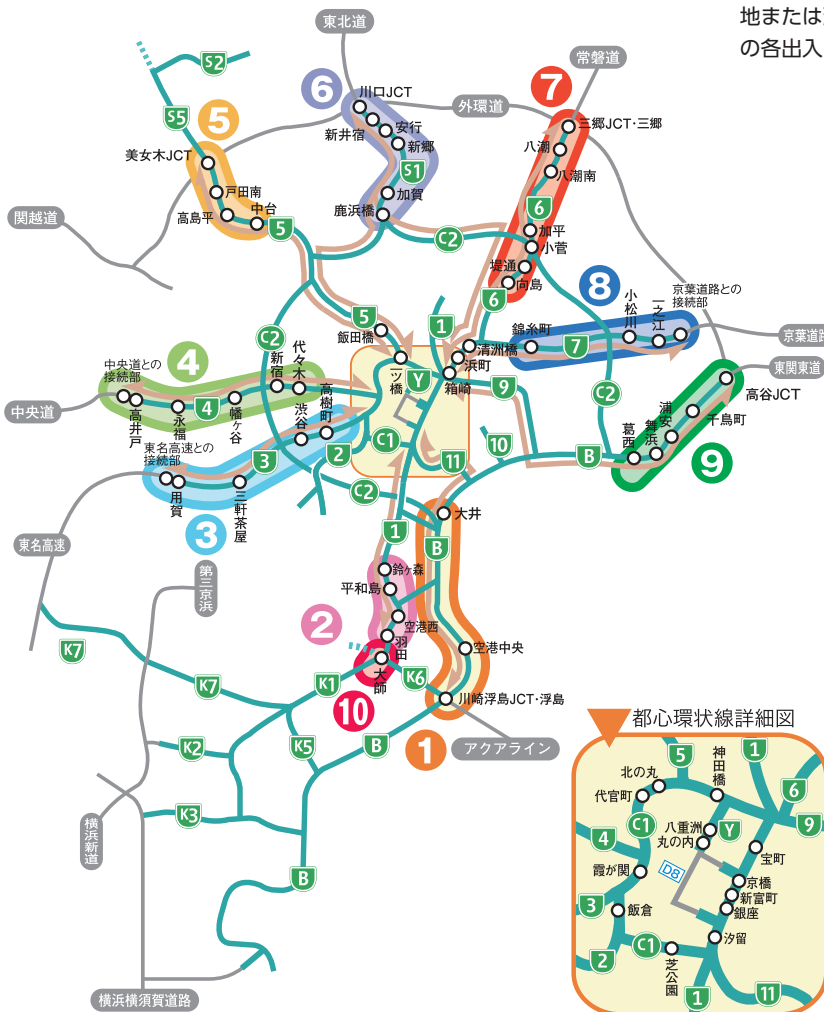
割引適用条件

対象出入口と都心環状線対象出入口間の料金距離が、右表の料金距離を超える場合について表中に記載の金額まで割引きます。

対象出入口等	都心環状線対象出入口等	料金距離	割引後の金額				
			軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大型車
1 川崎浮島JCT、浮島、空港中央、大井	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、北の丸、神田橋、八重洲、丸の内の各出入口及び東京高速道路との接続部	17.5km	620円	730円	850円	1,100円	1,730円
2 羽田、空港西、平和島、鈴ヶ森		13.7km	520円	610円	700円	900円	1,390円
3 東名高速との接続部、用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町		13.7km	520円	610円	700円	900円	1,390円
4 中央道との接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、新宿、代々木		14.4km	540円	630円	730円	940円	1,450円
5 美女木JCT、戸田南、高島平、中台		22.4km	750円	890円	1,040円	1,370円	2,170円
6 川口JCT、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋※		24.1km	790円	950円	1,100円	1,460円	2,320円
7 三郷JCT、三郷、八潮、八潮南、加平、小菅、堤通、向島		22.0km	740円	880円	1,020円	1,340円	2,130円
8 京葉道路との接続部、一之江、小松川、錦糸町		13.3km	510円	600円	680円	880円	1,350円
9 高谷JCT、千鳥町、浦安、舞浜、葛西		21.5km	720円	860円	1,000円	1,320円	2,080円
10 大師		15.2km	560円	660円	760円	980円	1,520円

割引対象イメージ

※川口線(川口JCT、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋)を出発地または到着地とした場合、一ツ橋、飯田橋、箱崎、浜町、清洲橋の各出入口のご利用についても割引を適用します。



※都心流入割引と重複可能な割引における適用順序については、P.11をご覧ください。

※深夜割引との重複時の割引額については、首都高ドライバーズサイト「料金・ルート案内」をご確認ください。

※ 2026年3月31日まで実施します。

▶ 割引3

都心流入・湾岸線誘導割引 (ETC車)

割引適用条件

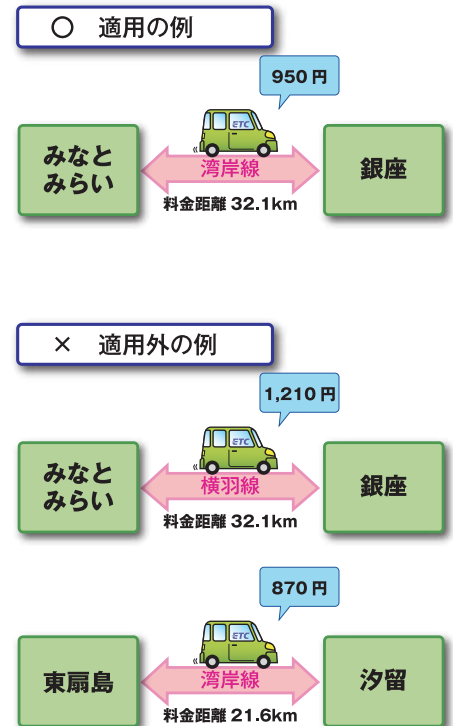
下表の対象出入口の組み合わせの料金距離が 24.1km を超え、かつ、湾岸線「東扇島～川崎浮島 JCT」を通行する場合について表中に記載の金額まで割引きます。

横浜都心部対象出入口等	都心環状線対象出入口等	割引後の金額				
		軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大型車
東神奈川、横浜駅東口、みなとみらい、横浜公園、第三京浜・横浜新道との接続部、三ツ沢、横浜駅西口、横浜横須賀道路・保土ヶ谷バイパスとの接続部、永田、花之木、石川町、新山下、大黒ふ頭、東扇島	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、八重洲、丸の内、川崎浮島 JCT、浮島、湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、芝浦、東京高速道路との接続部	790円	950円	1,100円	1,460円	2,320円

割引対象イメージ



※普通車の場合



※都心流入・湾岸線誘導割引と重複可能な割引における適用順序については、P.11をご覧ください。

※深夜割引との重複時の割引額については、首都高ドライバーズサイト「料金・ルート案内」をご確認ください。

▶ 割引4 環境ロードプライシング割引 (ETC大型車・特大車)

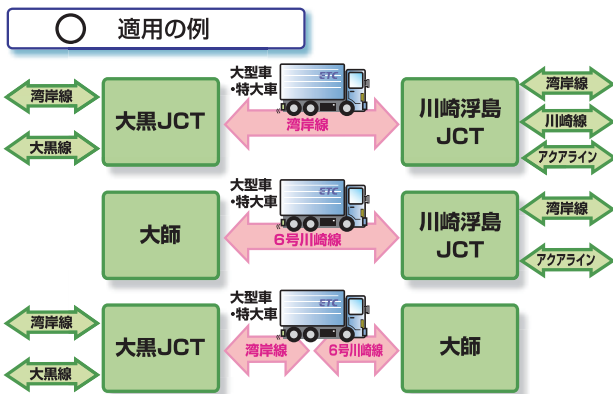
横羽線沿線の住宅地域の沿道環境を改善することを目的として、湾岸線または川崎線を利用する大型車及び特大車料金を割引くことで横羽線を利用した場合と湾岸線を利用した場合の料金に差を設け、横羽線から湾岸線へ交通の転換を図る施策です。

割引適用条件

横羽線「大師～浅田」を通行せずに湾岸線「川崎浮島JCT～大黒JCT」または川崎線「川崎浮島JCT～大師出入口」と対象となるエリアをご利用される場合に、そのエリアに応じて以下の割引率を適用します。

- ①のエリア ⇔ ①のエリア 20%割引 (上限1,000円)
- ①のエリア ⇔ ②のエリア 15%割引
- ①のエリア ⇔ ③のエリア 10%割引

割引対象イメージ



(※1) 横羽線「大師～浅田」(通行抑制区間)を通行した場合、環境ロードプライシング割引の適用はありません。
 (※2) 大型車の割引後の金額が中型車の料金を下回る場合は、中型車の料金を大型車の割引後の金額まで引き下げます。

※環境ロードプライシング割引と重複可能な割引における適用順序については、P.11をご覧ください。
 ※深夜割引との重複時の割引額については、首都高ドライバーズサイト「料金・ルート案内」をご確認ください。

▶ 割引5

大口・多頻度割引 (ETC車)

適用方法

当月の首都高のご利用金額に応じて、
「(1) 車両単位割引」と
「(2) 契約単位割引」の
2種類の割引を組み合わせ
て適用します。

ETC コーポレートカード1枚ごとの1か月の首都高のご利用額	割引率
5千円超 1万円までの部分	10% (2%)
1万円超 3万円までの部分	20% (5%)
3万円超 5万円までの部分	25% (8%)
5万円超の部分	25% (12%)

※2026年4月1日以降は () 内の割引率

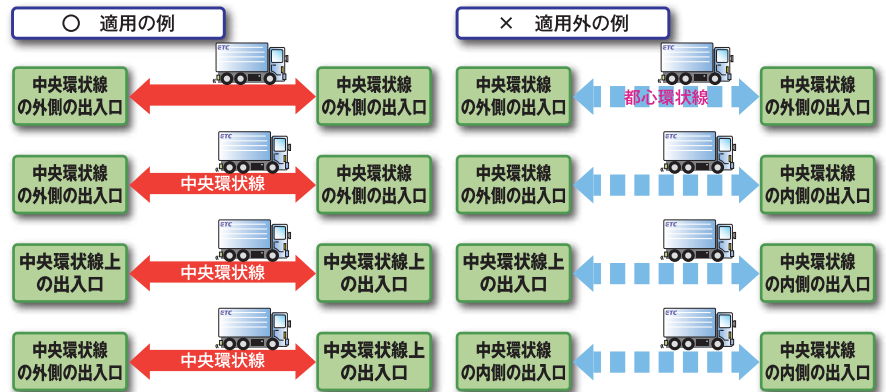
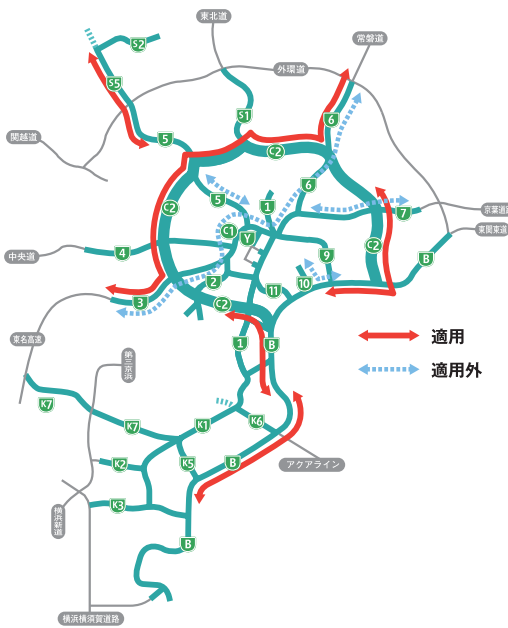
(1) 車両単位割引

ETCコーポレートカード1枚ごとの、1か月の首都高のご利用金額に応じて、上表の割引率を適用した金額を割引します。また、中央環状線の内側を通行しない走行^(※1)の1か月のご利用金額が1万円を超える部分に対して更に10%の割引を適用(拡充)^(※2)します。

※1 湾岸線「大井JCT～葛西JCT」も割引対象となります。

※2 2026年3月31日まで実施します。

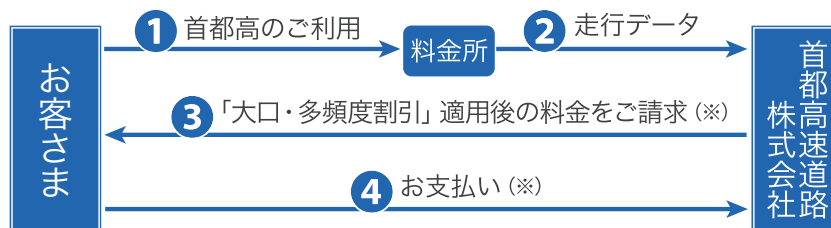
適用(拡充)対象イメージ



(2) 契約単位割引 ※2026年3月31日まで実施します。

契約者の1か月の首都高のご利用金額が100万円を超え、かつ、当月において首都高を利用した契約者の自動車1台当たりの首都高の月間平均利用額が5,000円を超える場合は、契約者の1か月の首都高のご利用金額の合計に対し、10%の割引率を適用した金額を割引します。

お支払い方法



※ご利用料金は、契約者ごとに1か月の通行料金をまとめて翌月末までにお支払いいただきます。

※大口・多頻度割引と重複可能な割引における適用順序については、P.11をご覧ください。

▶ 割引6

千葉外環迂回利用割引 (ETC車) (参考)

首都高速道路の湾岸線または横浜・川崎エリアを発着し、常磐道を利用する ETC 車が、外環道の三郷 JCT から高谷 JCT まで（以下、外環千葉区間）を迂回して利用する場合、原則として、直行した場合と同じ通行料金となるよう、外環千葉区間の通行料金を割引きます。

割引適用条件

次の3つの要件をすべて満たすご利用の場合、外環千葉区間の料金を割引きます。

- 首都高の湾岸線または横浜・川崎エリアの出入口（※）を発着。
- 外環千葉区間のみを迂回して常磐道を利用。
- 料金所を同一の ETC カードで ETC 無線通信により通行。

（※）首都高の湾岸線または横浜・川崎エリアの出入口

空港西、羽田、葛西、新木場、有明、臨海副都心、大井、大井南、空港中央、湾岸環八、大師、浜川崎、浅田、汐入、生麦、守屋町、子安、東神奈川、横浜駅東口、みなとみらい、横浜公園、横浜駅西口、三ツ沢、第三京浜・横浜新道との接続部、新山下、山下町、石川町、花之木、永田、横浜横須賀道路・保土ヶ谷バイパスとの接続部、殿町、新横浜、馬場、岸谷生麦、横浜港北JCT、横浜港北、横浜青葉JCT、横浜青葉、川崎浮島JCT、浮島、東扇島、大黒ふ頭、本牧ふ頭、南本牧ふ頭、磯子、杉田、幸浦、横浜横須賀道路（金沢支線）との接続部

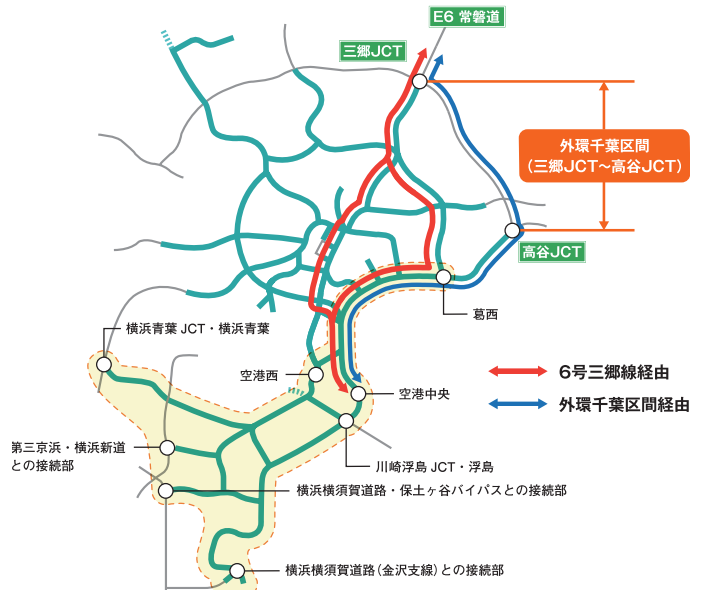
○ 割引適用の具体例（普通車（ETC車）の場合）

例：三郷 JCT ~ 空港中央		首都高	外環千葉区間	計
割引前	6号三郷線経由	1,400円	—	1,400円
	外環千葉区間経由	1,090円	630円	1,720円



割引後	6号三郷線経由	1,400円	—	1,400円
	外環千葉区間経由	1,090円	310円	1,400円

※ 千葉外環迂回利用割引と重複可能な割引における適用順序については、P.11をご覧ください。



ご注意ください

- ※ 千葉外環迂回利用割引を適用した料金の通知・表示にあたりましては、ETCアンテナと車載器の間で無線通信を行いますので、通行時には同じETCカードを車載器に挿入してご走行ください。
- ※ 後日カード会社等からご請求させていただく通行料金につきましては、ETC利用照会サービスにてご確認ください。
- ※ 首都高と外環千葉区間、外環千葉区間と常磐道をそれぞれ一定時間以内に通過する場合に、割引が適用されます。
- ※ 以下に該当するなど割引要件を満たさない場合は、割引が適用されません。
 - ・ 首都高速の湾岸線または横浜・川崎エリアの出入口を発着していない場合
 - ・ 外環千葉区間（三郷JCT～高谷JCT）のみを迂回していない場合
 - ・ 常磐道を利用していない場合（例：外環道 三郷中央で発着する場合など）
 - ・ 走行の途中で ETC カードを入れ替えた場合
 - ・ 走行の途中で高速道路を流出する場合（ただし、通行止めにより道路会社が指定する料金所で流入する場合を除く）※ 首都高と外環道、外環道と放射高速道路をそれぞれ一定時間内に通過する場合において料金を割引しません。
- ※ 深夜割引との重複適用判定は、首都高の入口等に流入する時間で判定します。外環道や放射高速道路を深夜割引が適用される時間帯に走行された場合でも、首都高の入口等に流入する時間が深夜0時～4時の間でない場合、深夜割引は適用されません。
- ※ その他割引制度の詳細や具体的な料金につきましては、首都高ドライバーズサイトをご確認ください。

▶ 割引7

外環道迂回利用割引 (ETC車)

都心環状線内の出入口等を発着し放射高速道路をご利用の際に、外環道を1JCT間のみ迂回した場合、原則として直行した経路と同じ通行料金となるよう、首都高と外環道の通行料金を割引する施策です。

割引適用条件

次の3つの要件をすべて満たすご利用の場合に料金を割引します。

- 首都高の都心環状線内の出入口等(下表※1)を発着。
- 外環道を1JCT間のみ迂回利用して放射高速道路(下表※2)をご利用。
- 連続して同一のETCカードでETC無線通行にてご利用。

(※1) 都心環状線対象出入口等	(※2) 放射高速道路
宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、八重洲、丸の内の各出入口及び東京高速道路との接続部	東関東道、京葉道路、常磐道、東北道、関越道、大宮線(※3)

(※3)大宮線及び新都心線の出入口発着の走行については、迂回走行の川口JCT～都心環状線間の通行料金についてのみ直行経路の美女木JCT～都心環状線間の通行料金と同額となるよう割引します。

▼ 都心環状線詳細図



1

関越道または大宮線・新都心線 ⇔ 外環道(大泉JCT・美女木JCT～川口JCT) ⇔ 都心環状線対象出入口等

○首都高の料金

	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大型
割引後の金額	750円	890円	1,040円	1,370円	2,170円

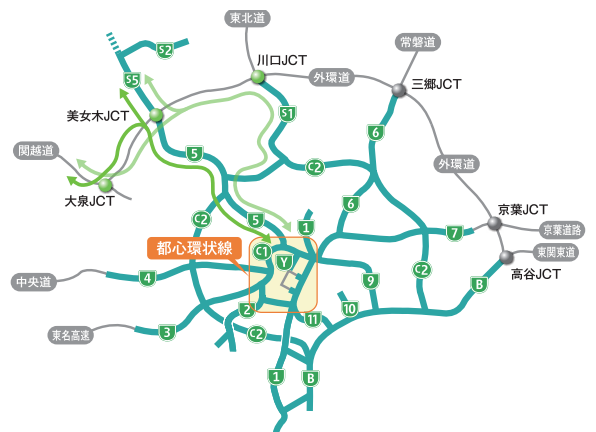
※大宮線・新都心線の場合は、上記金額のほか大宮線・新都心線の各出入口から美女木JCT(外環道接続)までの料金がかかります。

○外環道の料金(大泉JCT～川口JCT)

	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大型
割引後の金額	380円	430円	490円	610円	910円

○外環道の料金(美女木JCT～川口JCT)

	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大型
割引後の金額	0円	0円	0円	0円	0円



2

東北道 ⇔ 外環道(川口JCT～美女木JCT・三郷JCT) ⇔ 都心環状線対象出入口等

○首都高の料金

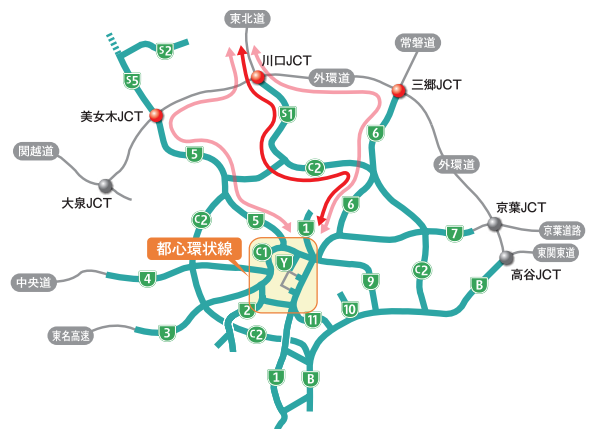
首都高料金の割引はありません。

○外環道の料金(川口JCT～美女木JCT)

	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大型
割引後の金額	40円	60円	60円	90円	150円

○外環道の料金(川口JCT～三郷JCT)

	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大型
割引後の金額	50円	70円	80円	120円	190円



3 常磐道 ⇄ 外環道(三郷JCT~川口JCT) ⇄ 都心環状線対象出入口等

○首都高の料金 (川口JCT~都心環状線対象出入口)

	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
割引後の金額	740円	880円	1,020円	1,340円	2,130円

○外環道の料金 (三郷JCT~川口JCT)

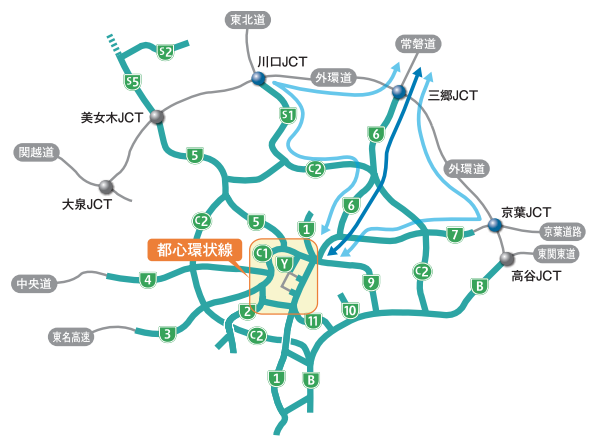
	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
割引後の金額	0円	0円	0円	0円	0円

○首都高の料金 (京葉JCT~都心環状線対象出入口)

首都高料金の割引はありません。

○外環道の料金 (三郷JCT~京葉JCT)

	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
割引後の金額	230円	280円	340円	460円	780円



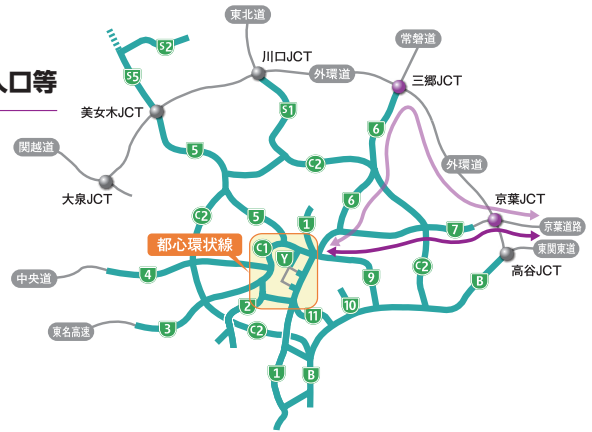
4 京葉道路 ⇄ 外環道(京葉JCT~三郷JCT) ⇄ 都心環状線対象出入口等

○首都高の料金

	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
割引後の金額	510円	600円	680円	880円	1,350円

○外環道の料金 (京葉JCT~三郷JCT)

	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
割引後の金額	0円	0円	0円	0円	0円



5 東関東道 ⇄ 外環道(高谷JCT~京葉JCT) ⇄ 都心環状線対象出入口等

○首都高の料金

首都高料金の割引はありません。

○外環道の料金 (高谷JCT~京葉JCT)

	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
割引後の金額	210円	260円	300円	350円	470円

※中型車、大型車および特大車については外環道迂回利用割引の適用はありません。上記金額は通常料金となります。



ご注意ください

※以下の場合には割引を行いません。

- ・外環道を1JCTを超えて迂回利用する場合
- ・対象となる都心環状線内出入口と放射高速道路の発着でない場合
- ・外環道の 大泉JCT~美女木JCT間のみを利用する場合

※カード会社などからの請求のタイミングによっては、いったん割引前の料金で請求させていただき、次回の請求時に割引後料金との差額を精算させていただきます場合があります。

※請求金額につきましては、ETC利用照会サービスでご確認頂けますが、割引後料金が反映されるまでお時間がかかる場合がございます。

※首都高と外環道、外環道と放射高速道路をそれぞれ一定時間内に通過する場合において料金を割引します。

※深夜割引・障がい者割引との重複時の割引額については、首都高ドライバーズサイト「料金・ルート案内」をご確認ください。

※深夜割引との重複適用判定は、首都高の入口等に流入する時間で判定します。外環道や放射高速道路を深夜割引が適用される時間帯に走行された場合でも、首都高の入口等に流入する時間が深夜0時~4時の間でない場合、深夜割引は適用されません。

※外環道迂回利用割引と重複可能な割引における適用順序については、P.11をご覧ください。



ひと・まち・くらしをネットワーク
首都高速道路株式会社

首都高ドライバーズサイトで料金を検索できます。

<https://www.shutoko.jp>



首都高お客さまセンター

TEL 03-6667-5855 [営業時間：24時間(年中無休)]

FAX 03-3249-1161 [耳の不自由な方のFAX通信]